

## 高性能林業機械貸付契約書

貸付人公益社団法人宮崎県林業労働機械化センター理事長長友幹雄(以下「甲」という。)と借受人株式会社〇〇林業代表取締役〇〇△△(以下「乙」という。)とは高性能林業機械の貸付について、次のとおり契約する。

(信義誠実の義務)

第1条 甲及び乙は、信義に従い、誠実に、公益社団法人宮崎県林業労働機械化センター高性能林業機械管理及び貸付規程及びこの契約書に定める各条項を履行しなければならない。

(貸付物件)

第2条 甲が乙に貸付し、乙が借受する物件(以下「貸付物件」という。)は、次のとおりとする。

名 称	管 理 番 号	型 式	数 量
プロセッサ	宮セP-1901	コマツPC138US-8 1773' GP35A	1台
スイングヤーダ	宮セT-1802	日立ZX120 1773' TW302	1台

(使用目的)

第3条 乙は貸付物件を森林整備の用に供するものとする。

(貸付期間)

第4条 貸付期間は令和〇年〇月〇日から令和〇年△月△△日までとする。

(貸付料)

第5条 貸付料は金 〇〇〇, 〇〇〇 円(内消費税額等〇〇,〇〇〇円を含む。)とする。ただし、公益社団法人宮崎県林業労働機械化センター構成員以外は月額で1万円増しとする。

(貸付料納入期限及び方法)

第6条 貸付料は貸付終了日より15日以内に甲の指定する方法で納入しなければならない。

2 貸付期間が1月を超える場合の貸付料の納入は、1ヶ月を単位とした分割納入とする。

(遅延賠償金)

第7条 乙は前条に定める納付期限までに貸付料を納入しないときは、その納入期日の翌日から納付の日までの期間に応じ、その未納額に年3.00%の率を乗じて得た遅延賠償金を併せて納付しなければならない。ただし、遅延賠償金が千円未満であるときは徴収しない。

(転貸等の禁止)

第8条 乙は貸付物件の全部又は一部について第三者に賃借権を譲渡し、又は転貸してはならない。

(目的外使用の禁止)

第9条 乙は貸付物件を第3条に定める目的以外の用途に使用してはならない。

(原形変更の禁止)

第10条 乙は貸付物件の原形を変更してはならない。

(管理義務)

第11条 乙は貸付物件を善良な管理者の注意をもって維持管理しなければならない。

2 乙は物件の使用により第三者の損害を発生させた場合は、乙の責任において賠償しなければならない。

3 貸付物件に対し損害を発生させた場合は、その修繕に支出する経費は乙の負担とする。ただし、甲の承認を受けた場合は、経費の一部を甲が負担する。

4 前項の外に、貸付物件を甲の承認を得て修理又は部品交換をするときは、その部品の代金及びその他の工賃・諸経費等を甲が負担する。

5 乙が第1項の注意を怠って物件を消滅し、または損傷したときは、甲は乙に対してその現状の回復または損害の賠償を請求することができる。

(契約不履行の場合の処置)

第12条 乙が第6条から第10条までに規定する義務を履行しないとき、その他この契約条項に違反したときは、甲は期限を定めてその履行を催告し、その期限内になお履行しないときは、この契約を解除し又は損害の賠償を請求することができる。

2 甲は前項の規定により契約を解除した場合は、文書により乙に通知するものとする。

(期間満了後の処置)

第13条 乙は貸付期間を満了したとき、又は前条第2項に規定する解除の通知を受けたときは、貸付物件を自己の負担で甲に引き渡すものとする。

(協議)

第14条 この契約書に約定しない事項について約定する必要が生じたとき、又はこの契約書に約定する事項について疑義のあるときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この契約が成立したことを証するため、この契約書2通を作成し各自それぞれ1通を所持する。

令和〇年〇月〇〇日

甲 宮崎市別府町3番1号  
公益社団法人宮崎県林業労働機械化センター  
理事長 長友幹雄 印

乙 〇〇郡〇〇町大字〇〇△△番地  
株式会社 〇〇林業  
代表取締役 〇 〇 △ △ 印